

**電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びその考え方
(第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保等のための接続ルールの整備)**

【諮問対象外】

平成 13 年総務省告示第 395 号（電気通信事業法施行規則第 23 条の 4 第 3 項の規定に基づく情報の開示に関する件）の一部を改正する告示案について

意 見	考 え 方	修正の 有無
意見 1 第一種指定電気通信設備と一体的に申し込む場合の県間通信用設備に係る事業者対応窓口の連絡先等の情報を開示する考え。（平成 13 年総務省告示第 395 号改正案第 1 条の 2）	考え方 1	
<p>○【県間通信用設備の情報開示】</p> <p>県間通信用設備に係る情報開示については、県間通信用設備自体に不可欠がないことに加え、これまでも非指定電気通信設備接続約款の規定に基づき運用がなされており、協議等に関する情報も既に情報開示していることを踏まえれば、改めて情報開示告示を定めなくても足りると考えますが、当社としては、第一種指定電気通信設備と一体的に申し込む場合の県間通信用設備に係る事業者対応窓口の連絡先等の情報を開示する考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 本規定は、接続請求等を行う他事業者の便宜のため、接続約款に規定される手続の概要を含む協議等に関する情報を冊子等のまとまりにして提供すべき旨を定めるものである。本規定をも踏まえ、事業者対応窓口の連絡先を含め、県間通信用設備と第一種指定電気通信設備が一体となった形での情報の提供が適切に行われることを期待する。</p>	無
意見 2 技術の進展、競争環境の変化や設備の陳腐化リスクが著しい情報通信市場において、予めその開示時期を固定的に 4 年前までと定め、義務付けることは適当でない。（平成 13 年総務省告示第 395 号改正案第 3 条第 3 号の 2）	考え方 2	
<p>○【4 年前ルール】</p> <p>当社としては、メタル回線の撤去について、その計画が定まれば、速やかにその情報を開示する考えですが、技術の進展、競争環境の変化や設備の陳腐化リスクが著しい情報通信市場において、予めその開示時期を固定的に 4 年前までと定め、義務付けることは適当でないと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 本規定は、メタル回線の撤去について予見可能性を与え、これへの対応の準備を促す趣旨から、平成 13 年以来採られている情報開示を、現行のようにDSL 事業者に対してのみ行うのではなく、直収電話事業者に対しても行うことを求めるものである。</p> <p>○ 御意見のように、「技術の進展、競争環境の変化や設備の陳腐化リスク」を踏まえてメタル回線の撤去を早期化するのであれば、その移行の円滑な実施を行っていただく必要があり、本告示改正案でもそのような場合にまで情報開示時期を「4 年前」とする必要はないこととされている。</p>	無